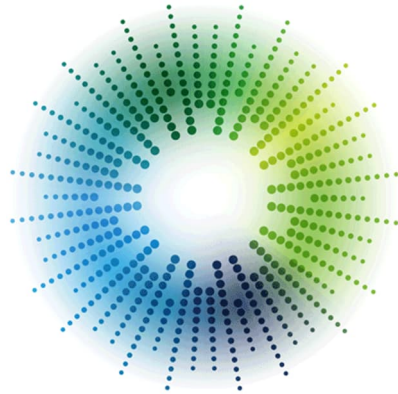




JSG ニュースレター

<Tax>

**アメリカの相互関税政策の影響を受けた事業者の
営業税還付申請に係る審査作業原則**

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は、2025 年 6 月 4 日付で、アメリカの相互関税政策の影響を受け営業収入が減少し、経営難に陥った事業者は、管轄の国税局に対し、営業税の過納付額について還付申請ができることを公表しました。[審査作業原則](#)のポイントは、以下のとおりです。

- 適用対象：本作業原則の公表日時点で営業税の税籍状態が営業中である事業者
- 申請期間：アメリカが関税政策を評価・実施し、その影響が及ぶ期間
- 申請条件（以下のいずれかを満たすこと）：
 1. アメリカの相互関税政策への対応として、中央目的事業主管機関が救済、補助、補償、振興、支援、または協力などの関連措置を講じている場合（中央目的事業主管機関が提供する救済措置等に関する証明書類を添付すること）。

2. その他、アメリカの相互関税政策の影響により営業収入が減少した場合。
- 還付される営業税額は累計で新台幣ドル 30 万円を上限とする。審査により還付が認められた場合、上限額を超える部分は残高として繰り越すものとする。

勤業衆信の見解

繰越営業税額のある事業者について、アメリカの相互関税政策による影響を受け、かつ、関連する条件を満たす場合には、本作業原則に基づき、申請書及び関連証明書類を添付して所在地の国税局に対し還付申請を行うことが可能です。これは、資金繰りの円滑化及び正常な営業活動を維持することを目的としています。



Get in touch

過去のニュースレターは[こちら](#)

台湾 JSG のホームページは[こちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファーム及び関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファーム及びデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的及び暗示的保証を負わないものとします。DTTL 及びその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2025 勤業衆信版權所有 保留一切權利